

ID: 5386

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	道路内の建築許可（公共用歩廊等）		
法令名 根拠条項	建築基準法第44条第1項第4号		
法令番号			
【基準】 建築基準法第44条（道路内の建築制限）、建築基準法施行令第145条の規定による ・アーケードの取扱いについて （昭和30年2月1日付け国消発第72号、発住第5号、警察庁発備第2号国家消防本部長、建設事務次官、警察庁次長通達） ・道路の上空に設ける通路の取扱い等について （昭和32年7月15日付け発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号建設事務次官、国家消防本部長、警察庁次長通達） ・建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて （昭和46年10月11日付け道政発第107号建設省住宅局建築指導課長通知） ・アーケードに添架する装飾等について建築基準法第44条の規定に基づく許可の運用について （平成24年3月30日付け国住街第256号国土交通省住宅局市街地建築課長通知、消防予第129号消防庁予防課長通知）			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成29年10月1日	最終変更年月日	平成29年10月1日